

## 第4次相生市障害者基本計画並びに第7期相生市障害福祉計画及び第3期相生市障害児福祉計画（案）への意見募集について

「第4次相生市障害者基本計画並びに第7期相生市障害福祉計画及び第3期相生市障害児福祉計画（案）」を作成しましたので、相生市民意見提出制度（パブリック・コメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この案に対する市民の皆さまのご意見を募集します。

お寄せいただいた意見は、それに対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、ご意見に基づき計画を修正したときは、修正の内容と理由をあわせて公表いたします。

### 計画策定の趣旨

この計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく障害者計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画を一体で策定するものです。

計画の策定にあたっては、「相生市総合計画」及び「相生市地域福祉計画」を上位計画とし、「相生市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「相生市子ども・子育て支援事業計画」、「あいのまち あいおい 健康プラン21」等の関連するさまざまな計画との整合性を図っています。

### 意見の提出ができる方

- ・本市の区域内に住所を有する者
- ・本市の区域内に事務所又は事業所を有するもの
- ・本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・本市の区域内に存する学校に在学する者
- ・本市に対し納税義務を有するもの
- ・意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

### 意見の提出期限

令和5年12月25日（月）から令和6年1月22日（月）まで  
郵送の場合は、当日消印有効

## 意見の提出方法

必ず氏名及び住所を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。  
様式は自由ですが、氏名及び住所の記載のない場合は、受付をいたしませんので  
ご了承ください。

### (1) 郵便

〒678-0031

相生市旭一丁目6番28号 相生市健康福祉部社会福祉課障害福祉係

### (2) ファクシミリ 0791-23-4596

### (3) 電子メール shogaifukushi@city.aioi.lg.jp

※ 氏名及び住所を忘れず明記してください。

## 計画案の入手方法

相生市ホームページ上、市役所の公文書公開コーナーまたは社会福祉課で閲覧・  
入手できます。

## その他

公開はご意見の内容のみを行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表することはありません。また、お寄せいただいたご意見に対し、直接には回答いたしません。  
あらかじめご了承ください。

## お問合せ先

相生市健康福祉部社会福祉課障害福祉係

電話番号 0791-22-7167